

重要事項説明書

この書面では、少額短期保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

契約概要	「契約概要」マークがついている項目は、ご契約に関する重要事項のうち、保険商品の内容をご理解いただくための事項です。
注意喚起情報	「注意喚起情報」マークがついている項目は、ご契約に関する重要事項のうち、ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款等をご参照いただくか、取扱代理店または当社にご相談ください。

▶ 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称 契約概要

保険期間 2年	お店のあんしん保険（事業者向けテナント総合保険）
---------	--------------------------

② 商品の仕組み 契約概要

基本補償、セットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。

基本補償

【設備・什器等補償】

設備・什器等保険金



【費用補償】

臨時費用保険金
修理費用保険金
残存物取片付け費用保険金
失火見舞費用保険金

【賠償責任補償】

借家人賠償責任保険金
施設賠償責任保険金



特約補償

	休業損害補償特約	飲食業特約	理美容・サロン業特約	小売業特約
休業損害保険金	○	×	×	×
生産物賠償責任保険金	×	○	×	○
食中毒見舞保険金	×	○	×	×
受託者賠償責任保険金	×	×	○	×
施術行為起因損害賠償責任保険金	×	×	○	×
人格権侵害賠償責任保険金	×	○	○	○
商品・製品保険金	×	×	×	○

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償（契約プラン）の保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款をご参照ください。

【設備・什器等の補償】（借用施設内に収容の被保険者が所有・使用・管理する設備什器等）

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>①火災</p> <p>②落雷</p> <p>③破裂または爆発 ※気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象</p> <p>④騒じょう・集団行動等の暴力行為や破壊行為</p> <p>⑤盗難 ※強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます</p> <p>⑥給排水設備の事故による水濡れ ※給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます（注1）</p> <p>⑦建物外部からの物体の飛来・落下・衝突または倒壊（注2）</p> <p>⑧風災、ひょう災、雪災 ※損害の額が20万円以上となった場合のみ支払対象となります（注3）</p> <p>⑨水災 ※台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等による下記の場合をいいます ・借用施設が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ること ・借用施設または借用施設が属する建物につき半損以上の損害が生じること</p> <p>⑩不測かつ突発的な事故 ※ただし、①～⑨までの事故を除きます （注1）風災、ひょう災、雪災もしくは水災による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます （注2）雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災、または水災による損害を除きます （注3）雨、雪、ひょうまたは砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます）がこれらによって直接破壊したために生じた場合に限り、ただし融雪洪水を除きます</p>	<p>・保険の対象が屋外にある間に生じた事故による損害</p> <p>・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失等による損害</p> <p>・保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人または被保険者と同居する親族の故意による損害</p> <p>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害等</p> <p>上記のほか、以下のいずれかに該当する不測かつ突発的な事故による損害に対しても保険金をお支払いしません。</p> <p>・置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害</p> <p>・電氣的・機械的事故（故障）によって生じた損害</p> <p>・保険の対象の欠陥によって生じた損害</p> <p>・保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、ひび割れ、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害</p> <p>・すり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損（保険の対象の機能に支障をきたさない損害）</p> <p>・電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害等</p>

【費用補償】

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>臨時費用 設備・什器等保険金が支払われる場合（⑩を除きます）で、保険の対象が損害を受けたため臨時に費用が生じた場合</p>	<p>設備・什器等保険金と同じ</p>
<p>修理費用 次の各号のいずれかの事故により借用施設に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実にこれを修理したとき</p> <p>①設備・什器等保険金を支払う場合のいずれかの事故による損害が生じた場合</p> <p>②凍結により借用施設の専用水道管に損害（パッキングのみに生じた損壊を除きます。）が生じた場合</p>	<p>設備・什器等保険金をお支払いしない主な場合のほか、下記の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借用施設に設置された感知器類 ・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部 ・玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の借用施設が属する建物において共同の利用に供される物 ・借用施設が属する建物の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備その他これらに類する物 ・被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された損壊に対する修理費用 ・第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共有部分を含みます。）の専用水道管にかかわる修理費用
<p>残存物取片付け費用 設備・什器等保険金をお支払いする場合（⑩を除きます）のいずれかの事故により設備・什器等保険金が支払われる場合で、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片付け、清掃および搬出した場合</p>	<p>設備・什器等保険金と同じ</p>
<p>失火見舞費用 設備・什器等保険金をお支払いする場合の火災による事故によって次に掲げる損害が生じた場合</p> <p>①第三者の所有物の滅失、毀損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除く。</p> <p>②第三者の営業施設の営業の休止。ただし、1営業日以上営業を休止した場合に限る。</p>	<p>設備・什器等保険金と同じ</p>

【賠償責任の補償】（それぞれ法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被保険者の損害）

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
①借家人賠償責任 ①火災 ②破裂または爆発 ③借用施設内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れ	a 被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害 b 保険契約者、被保険者またはこれらの代理人の故意によって生じた損害 c 借用施設の改築、増築、取壊し等の工事によって生じた損害 d 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置その他の器具から排出、漏えいまたは汜らんする液体等による財物の損壊に起因する損害 e 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪などに起因する損害 f 被保険者の占有を離れた飲食物等または借用施設外にあるその他の財物に起因する損害 g 航空機、昇降機、自動車または借用施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害等 ※ a～c は① ②共通の事由、d～g は②のみの事由
②施設賠償責任 ①借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 ②借用施設の用法に伴う被保険者の業務の遂行に起因する偶然な事故	

②お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

契約プランの補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、下記の損害保険金をお支払いします。

保険の対象	支払保険金の額
設備什器等	損害保険金＝損害額（再調達価額）－免責金額（自己負担額） ※ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき保険金額が限度となりますが、それぞれの保険金をお支払いする場合により別途上限額および免責金額（自己負担額）が異なります。 【免責金額・上限額】 ・盗難の場合：1回の事故につき、免責金額 1万円、200万円 を限度。 ・業務用通貨の盗難の場合：1回の事故につき、免責金額 1万円、30万円 を限度。 ・業務用預貯金証書の盗難の場合：1回の事故につき、免責金額 1万円、200万円 を限度。 ・自転車、原動機付自転車の盗難の場合：1回の事故につき、免責金額 1万円、5万円 を限度。 ・水災の場合：1回の事故につき、設備・什器等保険金額の 5%に相当する額 を限度。 ・不測かつ突発的な事故の場合：1回の事故につき、免責金額 5万円、30万円 を限度。
臨時費用	臨時費用保険金＝設備・什器等保険金の 10%に相当する額
修理費用	修理費用保険金＝修理費用の額（1回の事故につき 100万円 を限度） ※不測かつ突発的な事故の損害については、免責金額 3,000円 を差し引いた額
残存物取片付け費用	残存物取片付け費用保険金＝残存物取片付けの費用の額（設備・什器等保険金の 10%に相当する額 を限度）
失火見舞費用	失火見舞費用保険金＝損害が生じた事業者または世帯の数× 10万円 （1回の事故につき設備・什器等保険金額の 20%に相当する額 を限度）
借家人賠償、施設賠償	損害額

※損害額の算出方法については、普通保険約款をご参照ください。

※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額（自己負担額）が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約条項をご確認ください。

③主な特約の概要 **契約概要** **注意喚起情報**

特約には、次の2種類があります。

- a. ご契約時のお申し出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約（自動セット特約）
- b. ご契約時にお申し出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）

a. 自動セット特約	同一被保険者による複数契約特約	同一の被保険者について、複数の保険契約の締結を可能とする特約です。									
	サービス料金との合算による保険料払込特約	指定事業者を利用したサービス料金と合算して保険料を払い込める特約です。									
	保険証券および継続証不発行に関する特約	紙面による保険証券・継続証を不発行とする特約です。									
	書面省略特約	所定の契約内容について書面での申出を不要とする特約です。									
	通信販売特約	インターネット経由または非対面による申込書送付による申込ができる特約です。									
b. 任意セット特約	休業損害補償特約	設備・什器等保険金のお支払い事由（⑩は除く）に該当する損害を受けた結果、営業が休止されたために生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いできる特約です。 ※休業損害保険金：1回の事故につき、3万円に休業期間の日数（30日を上限）を乗じた額を限度（⑧⑨の場合は休業日数から3日を控除した日数で算出）									
	飲食業特約	飲食業向けの特約で、①生産物賠償責任保険金、②食中毒見舞保険金、③人格権侵害賠償責任保険金をお支払いできる特約です。 ※生産物賠償責任保険金：通院・入院・重度後遺障害・死亡の場合は下記のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害者が死亡した場合</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>被害者が重度後遺障害を被った場合</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>被害者が入院した場合</td> <td>10万円限度</td> </tr> <tr> <td>被害者が通院した場合</td> <td>3万円限度</td> </tr> </tbody> </table> ※食中毒見舞保険金：1回の事故につき、営業休止期間1日あたり20万円。ただし、1回の事故につき100万円を限度（契約年度通算100万円を限度）	区分	支払額	被害者が死亡した場合	50万円	被害者が重度後遺障害を被った場合	50万円	被害者が入院した場合	10万円限度	被害者が通院した場合
区分	支払額										
被害者が死亡した場合	50万円										
被害者が重度後遺障害を被った場合	50万円										
被害者が入院した場合	10万円限度										
被害者が通院した場合	3万円限度										

b. 任意セット特約	理美容・サロン業特約	理美容・サロン業向けの特約で、①受託者賠償責任保険金、②施術行為起因損害賠償責任保険金、③人格権侵害賠償責任保険金をお支払いできる特約です。 ※受託者賠償責任保険金：1回の事故につき50万円を限度（契約年度通算50万円を限度）
	小売業特約	小売業向けの特約で、①商品・製品保険金、②生産物賠償責任保険金、③人格権侵害賠償責任保険金をお支払いできる特約です。 ※商品・製品保険金：1回の事故につき200万円を限度

※特約の詳細については普通保険約款・特約条項をご参照ください。
 ※生産物賠償責任保険金は、契約年度ごとに通算して1,000万円を限度とします。
 ※契約年度とは：初年度については、保険開始日から1年間、次年度については、保険期間開始日の応当日から1年間をいいます。

④引受範囲 **契約概要**

- 当社は保険業法に定める少額短期保険業者であり、次の範囲内で保険の引受を行うことができます。
 - ・ 保険金額は1被保険者について1,000万円までとなります。
 - ・ 1保険契約者について引受できるすべての被保険者の保険金額の合計は10億円までとなります。
- この保険契約には「同一被保険者による複数契約特約」が付帯されており、当社は、同一被保険者について複数の保険契約を引き受けることができます。ただし、その場合には以下の制限があります。
 - ・ 同一建物内または当社の基準により隣接する建物と判断した建物内に所在する借用施設については、複数契約の引受はできません。
 - ・ 同一被保険者について、引受できる複数の保険契約の件数は5件までとなります。
 - ・ 同一被保険者について、引受できる複数の保険契約の設備・什器等保険金額合計額は3,000万円までとなります。
 - ・ 同一被保険者について、複数の保険契約の保険金額の合計額が1,000万円を超えるときは、保険金額の合計額を1,000万円とみなします。
 - ・ 同一被保険者について、1回の事故に対して複数の保険契約に基づいて当社が支払う保険金の合計額は1,000万円を限度とします。
- 普通保険約款における被保険者は借用施設で業務を行う事業者とし、保険の対象

である設備・什器等を所有・使用・管理する者です。

- 製造業（工場、作業場）、クリーニング業（取次店は除く）、保育所、託児所、未就学児を預かる施設、火薬等危険取扱業、LPガス販売店、ガソリンスタンド、屋台、キッチンカー、焼肉店、ラーメン店、旅館、ホテル、ショートステイ（宿泊）等を事業の内容に含む介護・介助施設は加入できません。

⑤保険の対象 **契約概要**

- ・設備・什器等の補償の場合…借用施設内に収容の被保険者が所有・使用・管理する設備・什器等です。ただし、次の物は補償対象に含まれません。

- ①生活の目的のみに使用される動産
- ②貴金属、時計、宝玉、宝石、カメラ、バッグおよびこれらに類する物ならびに書画、骨とう品、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物
- ③自動車、船舶および航空機その他これらに類する物ならびに自動車の場合、カーステレオ、スペアタイヤ、ホイール、カーナビゲーションシステム等、船舶の場合、帆、櫂、エンジン等、航空機の場合、プロペラ等これらの付属品
- ④預貯金証書、通貨、電子マネー、有価証券、クレジットカード、乗車券、定期券、キャッシュカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、商品券、チケット類その他これらに類する物
- ⑤電球、ブラウン管その他これらに類する物
- ⑥帳簿、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書その他これらに類する物
- ⑦テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- ⑧電動車椅子その他これらに類する物
- ⑨楽器、食品、薬品類その他これらに類する物
- ⑩商品・製品
- ⑪動物および植物等の生物
- ⑫義歯、義肢またはコンタクトレンズ、眼鏡、かつら、医療用機器その他これらに類する物

- ・賠償責任の補償の場合…それぞれ法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被保険者の損害

⑥保険金額の設定 **契約概要**

- 設備・什器等の保険金額は、次の点にご注意ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約条項等でご確認ください。

【設備・什器等を保険の対象とする場合】

保険金額200万円、400万円、600万円、800万円、1000万円からお決めください。保険金額は、再調達価額を限度に、お客さまのご希望に応じて自由に設定いただけます。

●保険金額の減額

保険契約締結の際、設備・什器等保険金額が再調達価額を超えていたときは、その超過部分について契約を取り消すことができます。保険契約締結後、設備・什器等の再調達価額が著しく減少した場合には、将来に向かって設備・什器等保険金額の減額を請求することができます。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間：1「契約締結前におけるご確認事項」(1)①「商品の名称」をご参照ください。
- 補償の開始：始期日の午後4時
- 補償の終了：満期日の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、被保険者の業種および設備・什器等の保険金額、特約付保の有無によって決まります。

お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄でご確認ください。

※保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。

主な払込方法	分割払※		一括払
	月払	年払	
口座振替※	○	○	×
クレジットカード払※	○	○	○
サービス料金との合算払※	○	○	○
保証会社による保険料立替払※	○	○	○

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

※預金口座振替、クレジットカード払、分割払、サービス料金との合算払、保証会社による保険料立替払はご契約時に特約の付保が必要となります。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約が新規契約の場合には、保険料の払込猶予期間はありません。保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込を怠った場合は、当該保険契約の特約に別に定める場合を除き、当社は、保険期間開始日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。分割払においては、2回目以降の分割保険料を保険料払込期日までに払込を怠った場合、もしくは事故の発生した月分の保険料をまだ受領していない場合、保険金から未払込保険料を差し引いて保険金を支払うことができます。

(4) 地震保険の取扱

当社では取扱ありません。

(5) 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（保険契約上の注意事項） **注意喚起情報**

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるものです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約申込内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

保険契約者の氏名または名称
 被保険者（借用施設で業務を行う事業者）の氏名または名称
 借用施設の住所
 被保険者の業種
 他の保険契約等の有無
 借用施設が賃貸借契約の対象となっていることの有無

(2) クーリング・オフ **注意喚起情報**

●この保険は事業者向けの保険であり、営業または事業のための契約となるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

被保険者の業種の変更
 保険の対象をほかの場所に移転
 設備什器等を保険の対象としたほかの保険契約の締結
 保険契約者の住所の変更
 告知事項の内容に変更を生じさせる事実（例：保険対象の滅失、移転、賃貸借の終了）

保険証券に記載されている施設から移転・転居された場合は、本契約の補償は継続できません。その場合には保険契約の解約が必要となりますので、必ず解約のお届けをいただきますようお願いいたします。

(2) 解約返還金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返還金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返還金を返還します。ただし解約返還金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込いただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込がない場合は、ご契約を解除することがあります。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 当社破綻時等の取扱 **注意喚起情報**

万一、当社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構（セーフティネット）」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。当社は、保険業法に基づいた少額短期保険業を運営しており、事業規模に応じた保証金の供託を行い、事業継続の不測の事態に備えております。

(3) 個人情報の取扱について **注意喚起情報**

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④当社と株式会社U-NEXT HOLDINGSならびに当該社に属するグループ会社との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

⑤その他保険に関連・付随する業務

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。当社における個人情報保護方針については、当社webサイト（<https://usen-ssi.co.jp>）をご参照ください。

(4) 契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社との間で、登録または交換を実施することがあります。

(5) 保険料の増額または保険金の削減 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の計算上想定していた以上の損害の発生等により保険の継続が困難と認められる場合には、未経過分の保険料の増額や保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金の支払事由に該当する場合でも、集積損害の発送等により当社の収支の著しい影響を及ぼすと特に認めるときは、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

(6) 保険契約が失効となる場合について **注意喚起情報**

保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したときに、この保険契約は失効します。

- ・保険の対象の全部が滅失した場合
- ・保険の対象の全部を譲渡した場合
- ・保険の対象の全部を他の場所へ移転した場合
- ・借用施設の賃貸借契約が終了した場合

(7) 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/general/about/syoukai.html>) をご参照ください。

(8) 補償の重複 **注意喚起情報**

この保険契約と補償の範囲が重なる他社の保険に加入している状態を「補償の重複」といいます。事故が発生した際には、どちらの契約においても補償の対象となりますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異をご理解のうえ、お申し込みください。なお、両方から保険金が支払われる場合であっても、損害額・賠償額を超えて保険金をお支払いすることはありません。

■補償重複の可能性がある主な例

保険契約	補償内容
お店のあんしん保険	・施設賠償責任補償
他の保険契約	・事業用 総合賠償責任保険の施設賠償責任補償 など

(9) 継続契約について

- 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その継続契約の初日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 自動継続タイプの保険契約について
当社では、当社よりお送りする継続の通知を受理した保険契約者が、保険期間満了日の前日までに当社に保険契約を継続しない旨の通知をしない場合、または継続前契約の保険期間満了日までに保険契約者から継続後の保険料が払い込まれた場合、継続の通知に記載された内容で継続するものとします（自動継続タイプの保険契約）。また、継続時には保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。なお、契約継続が適当でないと当社が判断した場合等、契約継続を引き受けないことがあります。

〈保険に関する相談・お問い合わせ〉 0120-009-680 (カスタマーセンター) 【受付時間】 9:30～18:00 (土日祝日、年末・年始は休業)	〈万一、事故が起こった場合〉 0120-407-678 (事故受付センター) 【受付時間】 24時間365日
〈指定紛争解決機関〉 注意喚起情報 当社は、お客さまからお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございますが、お客さまの必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。 ※ 「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8-2階 TEL: 0120-82-1144 FAX: 03-3297-0755 【受付時間】 平日9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日、年末・年始は休業)	

契約内容の確認方法

保険契約の内容は、当社webサイトの「お客さま専用マイページ」にてご確認いただけます。アクセス方法につきましては、保険契約手続き完了時に弊社からお送りするメールをご確認ください。

※「保険証券および継続証不発行に関する特約」を付帯されお手元に保険証券のないお客様はこちらでご契約内容をご覧ください。

お申込み内容と相違しておりましたら、当社まで直ちにご連絡ください。



USEN少額短期保険株式会社
〒150-0045 東京都渋谷区神泉町9番8号 USEN渋谷ビル
<https://usen-ssi.co.jp/>

2025年3月
USS12503-02